

件名 管轄各州における夜間外出禁止令の発出

ポイント

既に領事メールにてお伝えしたミネソタ、シカゴ以外の当館管轄州においても、大規模な抗議活動や暴動の発生を受け夜間外出禁止令が発令されています。詳細は本文をご覧ください。

本文

既に領事メールにてお伝えしたミネソタ、シカゴ以外の当館管轄州においても、大規模な抗議活動や暴動の発生を受け夜間外出禁止令が発令されています。現時点で把握できているものは以下のとおりです。

○ミネソタ州ミネアポリス市及びセントポール市：5月29日から6月1日午前6時まで有効。外出禁止時間帯は午後8時から翌日の午前6時まで。

○イリノイ州シカゴ市：5月30日から、別途の発表がある時期まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前6時まで。なお、このメールの発出時点の5月31日午後6時40分の時点で、「夜間外出禁止令を終了する」といった発表はないため、今晚（5月31日）も午後9時から同禁止令が適用されると想定されます。

○ウィスコンシン州マディソン市：5月30日から6月1日午前5時まで有効。外出禁止時間帯は午後9時半から翌日の午前5時まで。

○ウィスコンシン州ミルウォーキー市：5月30日から6月1日午前7時まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前7時まで。

○ウィスコンシン州グレンデール市及びウォータサ市：5月30日から6月1日午前8時まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前8時まで。

○インディアナ州インディアナポリス市：5月31日午後8時から6月1日午前6時まで有効。

○ネブラスカ州オマハ市：5月31日から6月3日午前6時まで有効。外出禁止時間帯は午後8時から翌日の午前6時まで。

○ネブラスカ州リンカーン市：5月31日午後8時から6月1日午前6時まで有効。

今後、追加及び延長となる可能性も十分あり得ます。また、交通制限や一部区域へ住民や必要不可欠な労働者以外のアクセスを認めないなどの措置も取られていますので、引き続き関連情報の収集に努めてください。

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の夜間外出禁止令を遵守するとともに安全確保に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24 時間対応) (注) Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。